

「公正取引委員会の確約手続に関する規則」(案)に対する意見書

2017年(平成29年)1月6日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

被疑事業者が依頼者として弁護士との間で行う相談内容が秘密であること、公正取引委員会は秘密の対象となる資料の開示を求めてはならないことを規則で明記すべきである。

第2 意見の理由

法令遵守を促進し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるため、依頼者と弁護士間の相談内容の秘密が守られることを確保し、もって弁護士に依頼・相談する依頼者の権利として、依頼者と弁護士との間の相談内容に関する秘密を保障する必要がある。当連合会では、2016年(平成28年)2月19日付けで「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度の確立に関する基本提言」を公表したところである。また、独占禁止法審査手続において、弁護士に対する相談を秘密にする必要があることは、過去に繰り返し指摘してきた。直近では、2016年(平成28年)11月15日付け「課徴金制度の在り方に関する論点整理」についての意見書(以下「課徴金制度意見書」という。)において、以下のように指摘した。

「企業が日々の事業活動について独占禁止法に適合しているか否かを検討し、あるいは独占禁止法違反の嫌疑をかけられている場合に自己の正当な権利を守るためには、弁護士に自由に相談し、独占禁止法違反の有無や違反のおそれの程度について率直な助言を得ることが重要である。」

確約手続の運用において、公正取引委員会が、「確約手続通知が必要である」旨を検討するため、公正取引委員会による確約計画認定の参考となる書類として、またはその他の状況において、依頼者・弁護士間の相談内容(例えば、公正取引委員会の審査内容及び被疑事実の違法性等についての分析)を開示するよう要請または示唆することが考えられる。しかし、かかる事態は、相談内容について開示を事実上強制されることにつながるものであるため、企業が日々の事業活動について独占禁止法に適合しているか否かを検討し、あるいは独占禁止法違反の嫌疑をかけられている場合に自己の正当な権利を守るために、弁護士に自由に相談し、独占禁止法

違反の有無や違反のおそれの程度について率直な助言を得ることが妨げられることとなってしまふ。

被疑事業者と弁護士との相談内容に関する秘密が確保されることは、確約制度運用開始の前提となり、実効的な排除措置計画を作成するために不可欠であるというべきものであるから、確約制度と相談内容に関する秘密の保護を一体のものとして制度設計が行われるべきである。したがって、被疑事業者が依頼者として弁護士との間で行う相談内容が秘密であり、公正取引委員会は秘密の対象となる資料の開示を求めてはならないことを規則において明記すべきである。また、個別の文書が秘密の対象となるか否かをめぐって被疑事業者と公正取引委員会の見解が一致しない場合がありうるため、秘密に該当するか否かの判断手続を設けるべきであり、当連合会は、課徴金制度意見書第2の5(3)において具体的な制度設計を提言している。

なお、本意見は、確約手続規則案に対して、依頼者と弁護士の通信秘密保護の観点から当連合会の意見を述べるものであるが、公正取引委員会が確約手続に係る運用指針等の案について別途意見募集を行う場合等においては、確約手続に関する当該観点その他の諸論点について、さらに意見を述べることを予定している。

以 上